

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

（策定年月日）平成 25 年 5 月 13 日

（協議会名称）幕別町地域公共交通確保対策協議会
会長 高橋 平明

1. 生活交通ネットワーク計画の名称

幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画

2. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、1日14往復運行されている。路線バスについては、十勝バス（株）が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行しており、JR、路線バスともに、通学や帯広市への通院、買物等で利用される学生や高齢者にとって重要な交通機関となっている。また、町営バス駒島線が幕別本町と駒島間を運行しており、農村部の居住者に利用されている。さらに、スクールバスが町内で12路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学利用のほか、一般町民も混乗できることから、通院や高校生の通学等にも利用されている。

しかしながら、路線バスについては、利用者が減少傾向であるとともに、全路線が赤字運行となっており、補助金は年々増加傾向となっている。町営バスについては、利用者が著しく少なく非効率な運行であり、厳しい財政状況の中、運行に係る経費負担が重くなっている状況である。また、市街地内には公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許を持たない方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となっている。

このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることが課題となっている。これら課題解決に向けて、幕別町の地域・交通課題や住民ニーズ等を踏まえ、効率的で持続可能な交通体系の構築と利便性が高いモビリティの確保を目的に、幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの導入、町営バスの予約運行型乗合タクシーへの見直しについて、「幕別町生活交通ネットワーク計画（平成25年5月策定）」に位置付けたところである。

このため、地域公共交通維持確保改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

3. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。</p> <p>【目標①】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数 平成26年度 幕別線 5,400人(1便あたり3.0人)、札内線 9,000人(1便あたり5.0人) 平成27年度 幕別線 5,940人(1便あたり3.3人)、札内線 9,900人(1便あたり5.5人) 平成28年度 幕別線 6,480人(1便あたり3.6人)、札内線 10,800人(1便あたり6.0人) ※参考 平成24年11月試験運行 幕別線 461人(1便あたり3.1人)、札内線 900人(1便あたり6.0人)</p> <p>【目標②】予約運行型乗合タクシーの年間利用者数 平成26年度 500人(1便あたり1.7人)(現状維持、H26.4~H26.9で設定) 平成27年度 1,000人(1便あたり1.7人)(現状維持) 平成28年度 1,000人(1便あたり1.7人)(現状維持) ※参考 平成23年度実績 年間利用者数 1,015人</p>
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動を確保することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運行予定者については、平成26年度、27年度、28年度において変更の予定はない。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付。 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額については、平成26年度、27年度、28年度において変更の予定はない。</p>
6. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
※対象外
7. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
※対象外
8. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 地域公共交通確保維持事業を行う地域については、平成26年度、27年度、28年度において変更の予定はない。</p>
9. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>幕別地区及び札内地区を運行するコミュニティバスについては、新規に運行を開始する路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができないため、新たにノンステップ車両を2台導入する必要がある。</p>

10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
平成26年度 2台、平成27年度 0台、平成28年度 0台	
(2) 事業の効果	
ノンステップバスの導入により、身体の不自由な方や高齢者、車いす利用者の利便性が向上するとともに、新たな車両の導入によるPR効果が期待され、利用者の増加につながると考えられる。	
11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付	
12. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月29日（第1回） 事業計画（案）、コミュニティバス実証運行、生活交通ネットワーク計画策定調査について協議 ・平成24年9月14日（第2回） コミュニティバス試験運行について協議 ・平成24年12月20日（第3回） コミュニティバスの本格運行、運行事業者の選定方法、町営バス駒島線の見直しについて協議 ・平成25年3月28日（第4回） 新年度予算（案）、地域公共交通調査事業に関する事後評価の実施について協議 ・平成25年5月13日（第5回） 幕別町生活交通ネットワーク計画について承認済 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認済 	
13. 利用者等の意見の反映	
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町内の町民を対象にバス交通に関するアンケート調査を実施した。 ・協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただき、協議会、分科会での議論を反映して計画を作成した。 	

14. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課
関係市区町村	幕別町副町長
交通事業者・交通施設管理者等	帯広開発建設部道路計画課、帯広建設管理部事業室地域調整課、帯広警察署交通課、十勝バス株式会社、北斗タクシー有限会社、エイシン運輸有限会社
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	幕別地区公区長代表、札内地区公区長代表、南幕別地区公区長代表、忠類地区公区長代表、幕別町商工会、幕別町社会福祉協議会、幕別町民生委員児童委員協議会、幕別町消費者協会、幕別町PTA連合会、幕別町老人クラブ連合会、幕別町障害者（児）団体連絡協議会、十勝地区交運労協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道中川郡幕別町本町 130 番地

(所 属) 幕別町企画室企画情報担当

(氏 名) 岡田 直之

(電 話) 0155-54-6610

(e-mail) kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

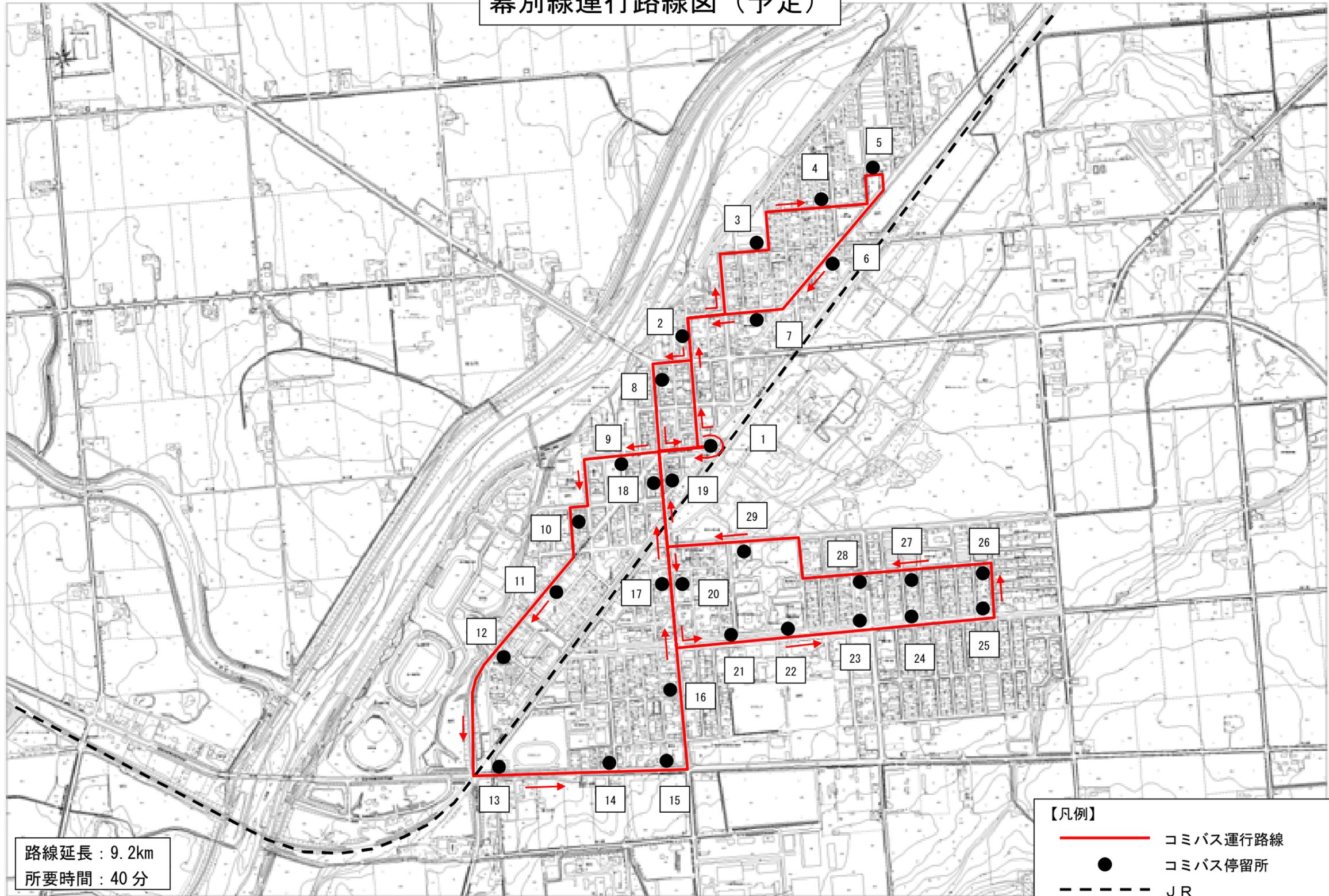
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
北海道 幕別町	十勝バス(株)	幕別線(バス)	地域内 フィーダー	1,922	①	バス停の共有、乗り継ぎに適 したダイヤの設定	①
	十勝バス(株)	札内線(バス)	地域内 フィーダー	4,525	①	バス停の共有、乗り継ぎに適 したダイヤの設定	①
	競争入札等によ り決定する	駒畠線 (乗合タクシー)	地域内 フィーダー	614	①	バス停の共有、乗り継ぎに適 したダイヤの設定	①

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのよう
に接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

幕別線運行路線図（予定）



路線延長：9.2km
所要時間：40分

1 / 10000

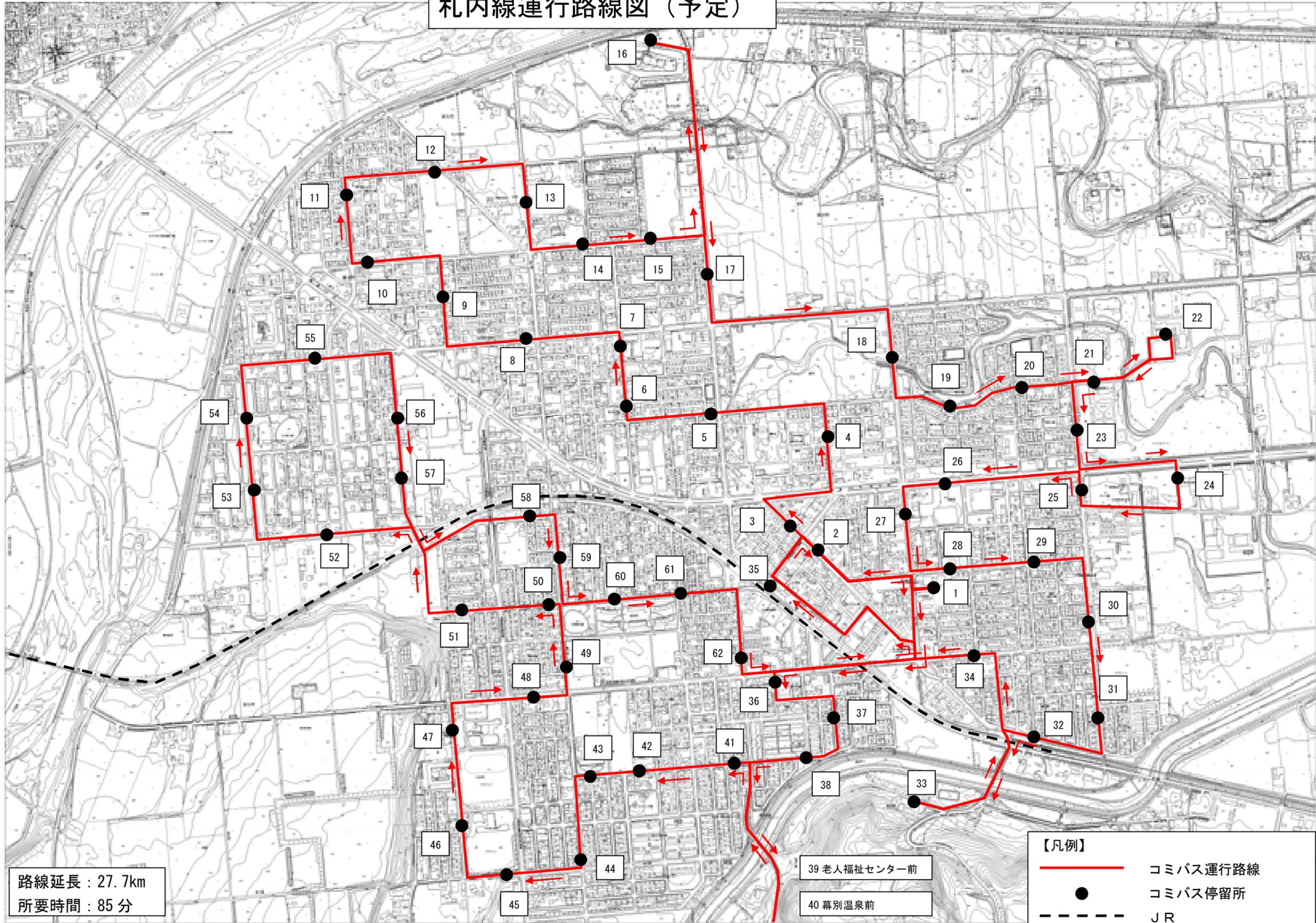
【凡例】

- コミバス運行路線
- コミバス停留所
- - - JR

幕別線運行時刻表(予定)

	No.	バス停	1便	2便	3便	4便	5便
旭町方面	1	幕別駅前(発)	7:40	9:50	10:50	13:50	15:50
	2	幕別東1条	7:42	9:52	10:52	13:52	15:52
	3	旭町西団地前	7:43	9:53	10:53	13:53	15:53
	4	三角公園前	7:44	9:54	10:54	13:54	15:54
	5	幕別北コミセン前	7:45	9:55	10:55	13:55	15:55
	6	旭町	7:46	9:56	10:56	13:56	15:56
	7	幸町	7:47	9:57	10:57	13:57	15:57
	8	勝山医院前	7:49	9:59	10:59	13:59	15:59
寿町・南町方面	1	幕別駅前	7:52	10:02	11:02	14:02	16:02
	9	役場前	7:53	10:03	11:03	14:03	16:03
	10	景山医院前	7:54	10:04	11:04	14:04	16:04
	11	寿町	7:54	10:04	11:04	14:04	16:04
	12	運動公園入口	7:55	10:05	11:05	14:05	16:05
	13	幕別跨線橋	7:56	10:06	11:06	14:06	16:06
	14	老人健康増進センター前	7:57	10:07	11:07	14:07	16:07
	15	善教寺前	7:58	10:08	11:08	14:08	16:08
	16	南町	7:59	10:09	11:09	14:09	16:09
	17	宝町	8:00	10:10	11:10	14:10	16:10
緑町方面	18	フクハラ幕別店前	8:02	10:12	11:12	14:12	16:12
	1	幕別駅前	8:05	10:15	11:15	14:15	16:15
	19	フクハラ幕別店前	8:07	10:17	11:17	14:17	16:17
	20	宝町	8:08	10:18	11:18	14:18	16:18
	21	保健福祉センター前	8:10	10:20	11:20	14:20	16:20
	22	幕別小学校前	8:10	10:20	11:20	14:20	16:20
	23	十勝大福本舗前	8:11	10:21	11:21	14:21	16:21
	24	緑町	8:12	10:22	11:22	14:22	16:22
	25	東緑団地	8:12	10:22	11:22	14:22	16:22
	26	新緑町東団地	8:13	10:23	11:23	14:23	16:23
	27	新緑公園前	8:14	10:24	11:24	14:24	16:24
	28	緑町クリニック前	8:15	10:25	11:25	14:25	16:25
	29	図書館前	8:16	10:26	11:26	14:26	16:26
18	フクハラ幕別店前	8:18	10:28	11:28	14:28	16:28	
1	幕別駅前(着)	8:20	10:30	11:30	14:30	16:30	

札内線運行路線図（予定）



路線延長：27.7km
所要時間：85分

39 老人福祉センター前
40 幕別温泉前

- 【凡例】
- コミバス運行路線
 - コミバス停留所
 - - - JR

札内線運行時刻表(予定)

No.	バス停	1便	2便	3便	4便	5便
豊町・桜町・暁町・春日町方面	1 札内支所前(発)	7:40	9:20	12:25	13:25	16:30
	2 リテラかとう前	7:42	9:22	12:23	13:27	16:28
	3 木村医院前	7:43	9:23	12:22	13:28	16:27
	4 豊町	7:45	9:25	12:20	13:30	16:25
	5 新北町東	7:46	9:26	12:19	13:31	16:24
	6 新北町公園前	7:47	9:27	12:18	13:32	16:23
	7 新北町近隣センター前	7:48	9:28	12:17	13:33	16:22
	8 札内北クリニック・おち小児科医院前	7:49	9:29	12:16	13:34	16:21
	9 桜町南	7:50	9:30	12:15	13:35	16:20
	10 桜町西	7:50	9:30	12:15	13:35	16:20
	11 桜町近隣センター前	7:51	9:31	12:14	13:36	16:19
	12 桜町北	7:52	9:32	12:13	13:37	16:18
	13 札内北コミセン前	7:53	9:33	12:12	13:38	16:17
	14 札内北公園前	7:54	9:34	12:11	13:39	16:16
	15 北町	7:55	9:35	12:10	13:40	16:15
	16 札内ガーデン温泉前		9:37	12:08	13:42	16:13
	17 北町東	7:59	9:39	12:06	13:44	16:11
	18 暁町北	8:00	9:40	12:05	13:45	16:10
	19 暁町近隣センター前	8:00	9:40	12:05	13:45	16:10
	20 暁町中央	8:01	9:41	12:04	13:46	16:09
	21 札内スポーツセンター前	8:02	9:42	12:03	13:47	16:08
	22 百年記念ホール前	8:03	9:43	12:02	13:48	16:07
	23 暁町東	8:04	9:44	12:01	13:49	16:06
	24 十勝の杜病院前	8:06	9:46	11:59	13:51	16:04
	25 白人小学校前	8:08	9:48	11:57	13:53	16:02
	26 びあざフクハラ札内店前	8:11	9:51	11:54	13:56	15:59
	27 札内9号南通	8:12	9:52	11:53	13:57	15:58
	28 柏木内科医院前	8:13	9:53	11:52	13:58	15:57
	29 國安歯科医院前	8:13	9:53	11:52	13:58	15:57
	30 札内東中学校前	8:14	9:54	11:51	13:59	15:56
	31 東春日	8:15	9:55	11:50	14:00	15:55
	32 春日団地	8:16	9:56	11:49	14:01	15:54
	33 パークホテル悠湯館前	8:18	9:58	11:47	14:03	15:52
	34 札内南大通	8:20	10:00	11:45	14:05	15:50
	35 札内駅前	8:23	10:03	11:42	14:08	15:47
2 リテラかとう前	8:24	10:04	11:41	14:09	15:46	
泉町・文京町・北栄町・若草町方面	1 札内支所前	8:28	10:08	11:39	14:13	15:44
	36 村松歯科医院前	8:30	10:10	11:35	14:15	15:40
	37 泉町	8:31	10:11	11:34	14:16	15:39
	38 泉町近隣センター前	8:32	10:12	11:33	14:17	15:38
	39 老人福祉センター前	8:35	10:15	11:30	14:20	15:35
	40 幕別温泉前	8:36	10:16	11:29	14:21	15:34
	41 あかしや町東	8:39	10:19	11:26	14:24	15:31
	42 札内南保育所前	8:40	10:20	11:25	14:25	15:30
	43 老健あかしや前	8:40	10:20	11:25	14:25	15:30
	44 文京町	8:41	10:21	11:24	14:26	15:29
	45 いなほ公園前	8:42	10:22	11:23	14:27	15:28
	46 札内南小学校前	8:43	10:23	11:22	14:28	15:27
	47 札内南コミセン前	8:44	10:24	11:21	14:29	15:26
	48 札内中学校前	8:45	10:25	11:20	14:30	15:25
	49 フクハラ若草店前	8:46	10:26	11:19	14:31	15:24
	50 桂町東	8:47	10:27	11:18	14:32	15:23
	51 桂町西	8:48	10:28	11:17	14:33	15:22
	52 北栄町南	8:49	10:29	11:16	14:34	15:21
	53 北栄町西	8:50	10:30	11:15	14:35	15:20
	54 札内さかえ保育所前	8:51	10:31	11:14	14:36	15:19
	55 さつない耳鼻咽喉科前	8:52	10:32	11:13	14:37	15:18
	56 ダイイチ札内店前	8:53	10:33	11:12	14:38	15:17
	57 共栄町	8:54	10:34	11:11	14:39	15:16
	58 桂町北	8:55	10:35	11:10	14:40	15:15
	59 若草7号通	8:56	10:36	11:09	14:41	15:14
	60 若草道営住宅前	8:57	10:37	11:08	14:42	15:13
	61 若草町	8:58	10:38	11:07	14:43	15:12
	62 酒のきがわ前	8:59	10:39	11:06	14:44	15:11
	35 札内駅前	9:02	10:42	11:03	14:47	15:08
	2 リテラかとう前	9:03	10:43	11:02	14:48	15:07
	1 札内支所前(着)	9:05	10:45	11:00	14:50	15:05

※1便は「No.16札内ガーデン温泉前」には停車しません。

※3便と5便は逆回りに運行します。

※1便から2便へは引き続き乗車できます。

▼駒島線運行区域（予定）

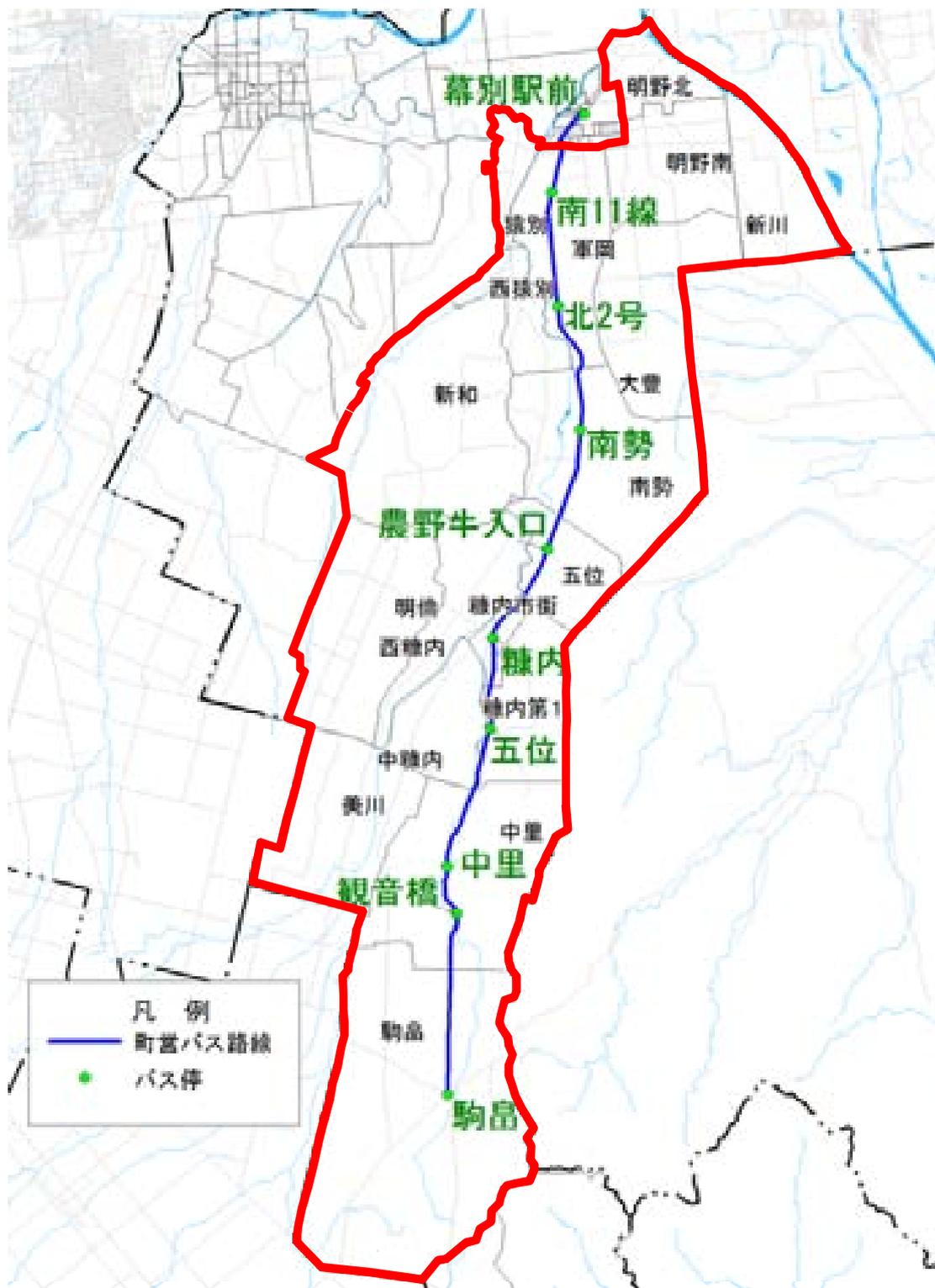


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	十勝バス㈱（幕別線）	26年度
------	------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	548千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	548千円
	営業費用	8,665千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	8,665千円
	営業損益	△8,117千円	営業外損益	0千円	経常損益	△8,117千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		16,790km	経常収支率			6.32%
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	548千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ')	548千円
	営業費用	8,665千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ')	8,665千円
	営業損益	△8,117千円	営業外損益	0千円	経常損益	△8,117千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		16,790km	経常収支率			6.32%
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	548千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ'')	548千円
	営業費用	8,665千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ'')	8,665千円
	営業損益	△8,117千円	営業外損益	0千円	経常損益	△8,117千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		16,790km	経常収支率			6.32%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北北海道	516円 28銭	516円 28銭	516円 28銭	0%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	516円 28銭	261円 60銭	261円 60銭	32円 63銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	又				
北北海道	第1号	幕別線				365日	1,825回	往9.2Km (平均) 復 Km 9.2Km	往0. Km (平均) 復0. Km 0. Km	往0. Km (平均) 復0. Km 0. Km		100%	16790km	
						日	回	往 . Km 復 Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
合計	1系統						往36.9Km 復0. Km 36.9Km	往0. Km 復0. Km 0. Km	往0. Km 復0. Km 0. Km			67342.5km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	第1号	4,392,264円	32円63銭	547,857円	3,844,407円	3,844,407円	3,844千円	1,922千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		4,392,264円		547,857円	3,844,407円	3,844,407円	3,844千円	1,922千円	10,217千円	1,922千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北海道	第1号	8,117,126 円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		8,117,126 円	6,195,126 円	0 円	0 %	6,195,126 円	100 %	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %							

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = j
北海道	第1号	32円 63銭	32円 63銭	32円 63銭	0 %	32円 63銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	十勝バス(株) (札内線)	26年度
------	---------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	913千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	913千円
	営業費用	9,965千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	9,965千円
	営業損益	△9,052千円	営業外損益	0千円	経常損益	△9,052千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		50,552.5 km	経常収支率			9.16 %
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	913千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ')	913千円
	営業費用	9,965千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ')	9,965千円
	営業損益	△9,052千円	営業外損益	0千円	経常損益	△9,052千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		50,552.5 km	経常収支率			9.16 %
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	913千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ'')	913千円
	営業費用	9,965千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ'')	9,965千円
	営業損益	△9,052千円	営業外損益	0千円	経常損益	△9,052千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		50,552.5 km	経常収支率			9.16 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北北海道	197円 12銭	197円 12銭	197円 12銭	0 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	197円 12銭	261円 60銭	197円 12銭	18円 06銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	チー	リ	ヌ		
北北海道	第2号	札内線				日	回	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	. km	
						365 日	1,825 回	往27.7Km 復 Km	27.7Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	50552.5km
						日	回	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	. km	
						日	回	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	. km	
合計	1系統							往36.9Km 復0 . Km	36.9Km 復0 . Km	往0 . Km 復0 . Km	0 . Km 0 . Km	往0 . Km 復0 . Km	0 . Km 0 . Km		67342.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	第2号	円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		9,964,908円	18円06銭	912,978 円	9,051,930 円	9,051,930 円	9,051 千円	4,525 千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		9,964,908 円		912,978 円	9,051,930 円	9,051,930 円	9,051 千円	4,525 千円	10,217千円	4,525千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北北海道	第1号	円													
	第2号	9,051,930 円													
		円													
		円													
合計		9,051,930 円	4,526,930 円	0 円	0 %	4,526,930 円	100 %	0 円	0 %	0 円	0 %				

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = j
北北海道	第1号	18円 06銭	18円 06銭	18円 06銭	0 %	18円 06銭
	第2号	18円 06銭	18円 06銭	18円 06銭	0 %	18円 06銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	(駒島線)	26年度
------	-------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	100 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,115 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	△ 3,015 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の サービス提供時間 (ニ)	492.0 時間	経常収支率	3.21 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北北海道	6,331円30銭	2,699円31銭	2,699円31銭	203円25銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地						
北北海道	1	駒島線	幕別駅		駒島	123 日	2 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	492.0 時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						2 時間	0.0 時間	0.0 時間		492.0 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
北北海道	1	1,328,060 円	100,000 円	1,228,060 円	1,228,060 円	1,228 千円	614 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		1,328,060 円	100,000 円	1,228,060 円	1,228,060 円	1,228 千円	614.0 千円	10,217 千円	614.0 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北海道	1	3,015,000 円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		3,015,000 円	2,401,000 円	円	%	2,401,000 円	100 %	円	%	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（又）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ワ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	幕別町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	13,439
交通不便地域	-

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4-3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

【幕別町 人口集中地区】

フィーダー系統接続点
十勝バス 札内バス停
(帯広陸別線・幕別線)

フィーダー系統接続点
十勝バス 幕別駅前バス停
(帯広陸別線・幕別線)

札内地区

幕別本町

幕別町

忠類地区



表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
北海道幕別町	十勝バス(株)	1台	
	十勝バス(株)	1台	

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	十勝バス㈱
------	-------

1. 車両取得の概要

初年度(平成26 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
北北海道	第1号	幕別線		超低床	スロープ付き				

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費国庫補助金申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額 (定率法)A×0.5=ト (定額法)A×0.2=ト	特別償却額(円) 子	償却限度額(円) ト+子=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
第1号	19,000,000			19,000,000	18,999,999	15,000,000	7,500,000		7,500,000	6,000,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	19,000,000	0	0	19,000,000	18,999,999	15,000,000	7,500,000	0	7,500,000		6,000,000		6,000 千円	3,000	9,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持費国庫補助金申請番号	金融費用補助対象額(円) ヘの額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利) レ	レと2.5%のうち低い方の率(% ソ)	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
第1号	15,000,000	12		2.50%	375,000 円	188
計	15,000,000				375 千円	188

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ヨ+ネ
6,375	3,188

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		北海道		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北北海道	1	円	%	円	100 %	円	%	円	%	
北海道		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(平成27年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北海道	第1号	幕別線		26

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費国庫補助金申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額 (定率法)ラ×0.5=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格(円) ラ-マ=フ
第1号	15,000,000	9,000,000	4,500,000		4,500,000	3,600,000	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800	5,400,000
計	15,000,000	9,000,000	4,500,000		4,500,000		3,600,000		3,600 千円	1,800	5,400,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持費国庫補助金申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1	15,000,000	12			2.50%	375,000 円	188	
計	15,000,000					375 千円	188	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
3,225	1,988

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7,9,10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し(2年目以降の車両のみ)
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類。(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	十勝バス㈱
------	-------

1. 車両取得の概要

初年度(平成26年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
北北海道	第1号	札内線		超低床	スロープ付き				

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持費国庫補助金申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額 (定率法)A×0.5=ト (定額法)A×0.2=ト	特別償却額(円) 子	償却限度額(円) ト+子=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
第1号	19,000,000			19,000,000	18,999,999	15,000,000	7,500,000		7,500,000	6,000,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	19,000,000	0	0	19,000,000	18,999,999	15,000,000	7,500,000	0	7,500,000		6,000,000		6,000 千円	3,000	9,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持費国庫補助金申請番号	金融費用補助対象額(円) ヘの額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利) レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
第1号	15,000,000	12		2.50%	375,000 円	188
計	15,000,000				375 千円	188

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ヨ+ネ
6,375	3,188

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		北海道		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北北海道	1	円	%	円	100 %	円	%	円	%	
北海道		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(平成27年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北海道	第1号	札内線		26

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費国庫補助金申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額 (定率法)ラ×0.5=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格(円) ラ-マ=フ
第1号	15,000,000	9,000,000	4,500,000		4,500,000	3,600,000	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800	5,400,000
計	15,000,000	9,000,000	4,500,000		4,500,000		3,600,000		3,600 千円	1,800	5,400,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持費国庫補助金申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金内定申請額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1	15,000,000	12				2.50%	375,000 円	188
計	15,000,000						375 千円	188

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金内定申請額(千円) ケ+サ
3,225	1,988

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し(2年目以降の車両のみ)
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類。(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)